

鎌倉市監査委員公表第2号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成24年8月8日

鎌倉市監査委員 井上 基
同 中村 聡一郎

指摘事項措置結果通知書

健康福祉部 障害者福祉課

指摘事項（平成 23 年度）	措置結果
<p>(指摘事項の内容)</p> <p>①障害者地域活動支援センターⅢ型運営業務委託については、契約書に定める毎月の利用状況における報告がされていなかった。適切に対処されたい。</p> <p>②障害者地域活動支援センター運営業務委託については、契約書に定める毎月の利用状況における報告がされていなかった。適切に対処されたい。</p> <p>③精神障害者地域生活サポートセンター運営事業委託については、契約書に定める毎月の利用状況における報告がされていなかった。適切に対処されたい。</p> <p>④障害者就労後定着支援事業委託については、契約書に定める毎月の利用状況における報告がされていなかった。適切に対処されたい。</p>	<p>(措置結果の内容)</p> <p>①毎年度末に利用状況報告書が提出されていたが、毎月ごと利用状況報告書の提出をおこなうよう改善を図った。</p> <p>②毎年度末に利用状況報告書が提出されていたが、毎月ごと利用状況報告書の提出をおこなうよう改善を図った。</p> <p>③毎年度末に利用状況報告書が提出されていたが、毎月ごと利用状況報告書の提出をおこなうよう改善を図った。</p> <p>④毎年度末に利用状況報告書が提出されていたが、毎月ごと利用状況報告書の提出をおこなうよう改善を図った。</p>